

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆さまへ

～経済産業省・中小企業庁による支援策をご紹介～

強力な資金繰り支援



総額1.6兆円規模の資金繰り支援を実施します。
以下では、資金繰り支援のうち、代表的な制度をご案内させていただきます。

融資

実質無利子・無担保で融資！

新規で創設する「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併せてご活用いただくことで、フリーランスを含む個人事業主や売上が減少した中小・小規模事業者について、実質的な無利子・無担保融資を実現します。（1月末まで遡及適用）

新型コロナウイルス
感染症特別貸付



特別利子
補給制度



実質無利子
無担保融資

別枠の融資枠を設け、金利引き下げ。
無担保でも金利据え置き。
※金利引下げは3年間
※中小1.11→0.21%,国民1.36→0.46%

3年間に渡って、
残りの金利分を助成。

信用保証

通常とは別枠で最大5.6億円の信用保証！

セーフティネット（SN）保証制度（2.8億円）、危機関連保証（2.8億円）で最大5.6億円の信用保証枠を、通常とは別枠で確保します。

通常の
信用保証制度
(最大2.8億円)

SN保証
(最大2.8億円)

危機関連保証
(最大2.8億円)

SN保証4号・5号で支援
4号：100%保証
※全都道府県が対象
5号：80%保証
※影響の大きい業種を指定

危機関連保証
(100%保証)
※全国・全業種が対象